

告 示

埼玉県告示第六百六十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第六百二十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県行田市大字野字八ツ島三千六百番一の一部、三千六百番三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
シスー一・二―ジクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
原位置での生物浄化による除去

〈凡例〉

- 敷地境界
- 起点
※起点は行田市大字野字
八ツ島3252-7の敷地境界
の最北端とする
- 単位区画(10m×10m)
※格子の回転角度:38.0°
起点を支点として右回りに
回転させた格子角度
- 30m格子(30m×30m)
- 要措置区域の指定を解除する区画


